

行方市告示第99号

行方市自立支援医療費(育成医療・更生医療)支給認定実施要綱(平成25年行方市告示第56号)の一部を次のように改正する。

令和8年8月7日

行方市長 高 須 敏 美

第15条第1項中「第58条第3項」を「第58条第4項」に改める。

第16条第2項中「茨城県社会保険診療報酬支払基金幹事長」を「茨城県医療情報基盤・診療報酬審査支払機構幹事長」に改める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定は、医療法等の一部を改正する法律(令和7年法律第87号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。